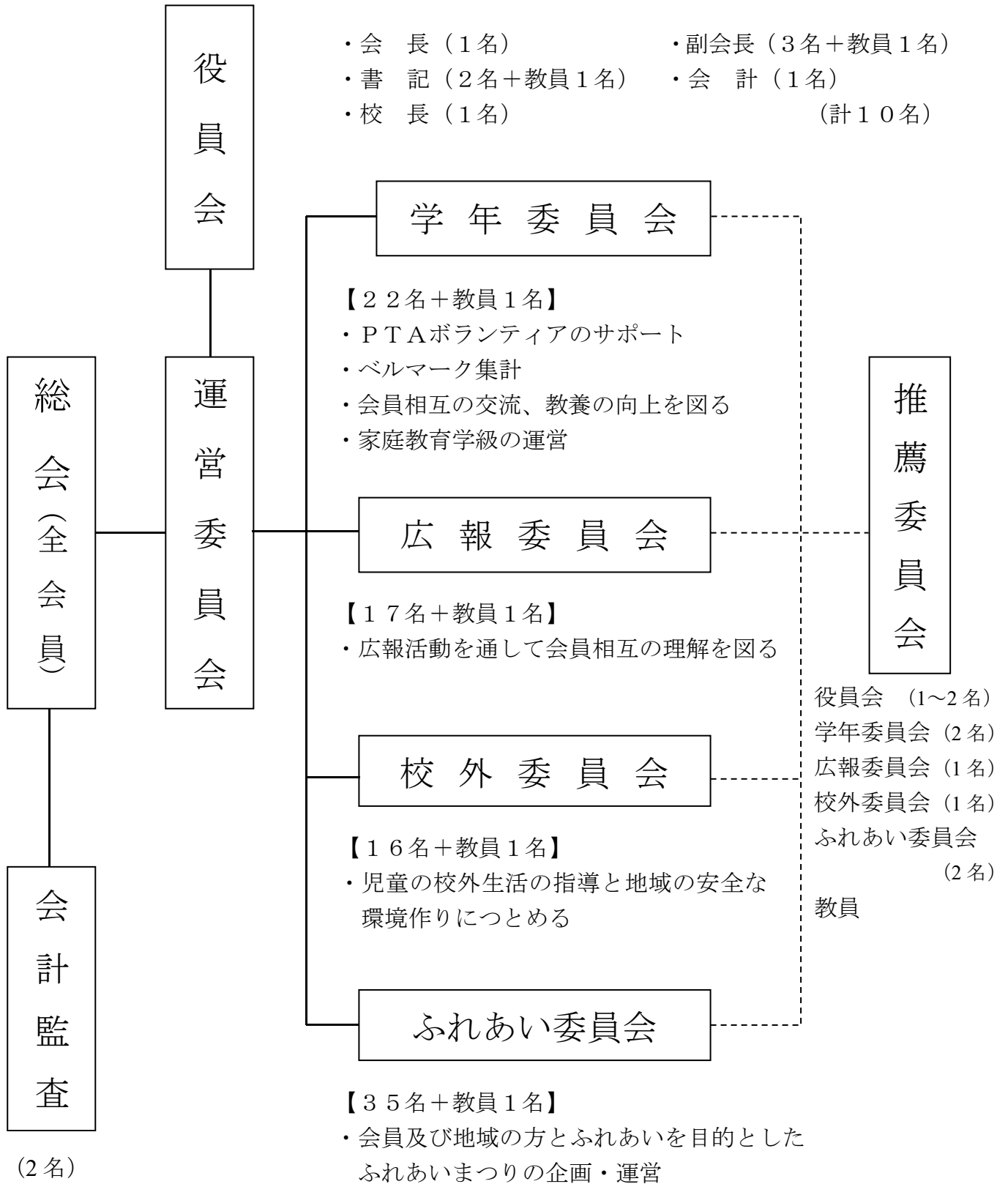


P T A組織図



# 川崎市立片平小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、川崎市立片平小学校 P T A といい、事務局を川崎市立片平小学校におく

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、父母と教職員が協力して、家庭・学校・社会における児童の心身の健全な育成をはかり、その福祉を増進することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 教育の効果を高め、児童の福祉厚生をはかる。
2. 教育的環境の整備向上をはかる。
3. 会員の教養を高め、教育に対する理解を深める。
4. 会員相互の親睦・厚生をはかる。
5. その他目的達成に必要なと認められる活動を行う。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育・福祉のために活動する社会的団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよった行動をとらない。
3. 学校の管理や教職員の人事には関与しない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、本校児童の父母（または、それにかわるもの）及び教職員で構成する。

## 第 5 章 会 計

第 6 条 会員は、会費を納める。会費は、一世帯あたり月額 3 5 0 円、3 月分を除く 1 1 カ月分とする。徴収は学校教材費と同月に行う。

第 7 条 本会の活動に要する経費は、会費・その他の収入によってこれにあてる。

第 8 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 6 章 役員及び会計監査

第 9 条 本会に次の役員及び会計監査をおく。

会長	1 名（父母）	副会長	4 名（父母 3 ・教職員 1）
書記	3 名（父母 2 ・教職員 1）	会計	1 名（父母 1）
会計監査	2 名（父母 2）		

第10条 役員及び会計監査の任期は1年とする。但し再任は妨げない。役員及び会計監査に欠員が生じたときは、運営委員会の承認を得て補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員及び会計監査候補者の選出方法は細則で定める。

第12条 役員及び会計監査の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
3. 書記は会議の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録するとともに本会運営上の庶務を担当する。
4. 会計は、会計の事務を担当し、必要に応じ会計報告をする。
5. 会計監査は必要に応じて監査を行うほか、運営委員会に出席して経理その他について意見を述べるができる。
6. 会長は、必要に応じ、役員会を招集し会務を諮問できる。校長は役員会に出席し、意見を述べるができる。

## 第7章 総 会

第13条 総会は、本会の最高議決機関であり、次のとおりとする。

1. 定期総会は、毎年1回とし、年度始めに開催する。  
但し、必要に応じて書面・WEB等にて開催・決議することができる。
2. 役員承認総会は、年度末までに開催する。  
但し、必要に応じて書面・WEB等にて開催・決議することができる。
3. 臨時総会は、必要に応じて招集することができる。

第14条 総会は、会員の2分1以上の出席（委任状を含む）もしくは書面の提出をもって成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。但し、議決権は1世帯1票とする。

第15条 次の事項は総会にはかり、承認を必要とする。

1. 役員及び会計監査の選出
2. 事業計画及び事業報告
3. 予算及び決算報告、会計監査報告
4. 規約及び規約の改廃
5. その他の重要報告

## 第8章 委 員 会

第16条 本会には、次の委員会を置く。

- ・運営委員会
- ・各種委員会
- ・役員及び会計監査候補者推薦委員会
- ・特別委員会（必要に応じて）

第17条 運営委員会は、役員・各種委員会正副委員長及び学校長をもって構成する。

第18条 運営委員会は、本会の重要事項を審議するとともに、各委員会の連絡調整をはかり、本会事業の企画推進にあたる。

第19条 各種委員会は、次のとおりとする。

1. 学年委員会は、学年・学級の調整、児童の福祉増進、会員相互の交流、教養の向上をはかる。
2. 広報委員会は、広報活動を通して会員相互の理解をはかる。
3. 校外委員会は、児童の校外生活の指導と地域の健全な環境づくりにつとめる。
4. ふれあい委員会は、会員及び地域の方とのふれあいを目的とし、行事等を行う。

第20条 会長は必要に応じて特別委員会を設置し、任務終了時に解散することができる。

第21条 各委員会の構成及び委員の選出については、細則で決める。

## 第9章 慶 弔

第22条 会員及び児童の慶弔に対しては、慶弔規定内規によって慶意及び弔意を表すものとする。但し、特別な事情があると認めた場合は、運営委員会で協議することができる。事前にこの議決を経ることが困難な場合は会長が裁決し、次の運営委員会において報告するものとする。

## 第10章 付 則

第23条 本会の運営に関して必要な細則は、運営委員会の議決を経て決める。

第24条 (※)

第25条 本規約は、昭和59年5月29日より施行する。

平成19年 3月 2日 一部改正 (第8章第19条、第10章第24条)

平成20年 2月29日 一部改正 (第5章第6条)

平成22年 5月14日 一部改正 (第6章第9条、第7章第13条  
第7章第14条)

(※) 平成24年5月17日 削除 (第10章第24条)

平成28年 5月16日 一部改正 (第5章第6条)

令和 3年 5月 7日 一部改正 (第5章第6条)

令和 5年 5月 9日 一部改正 (第7章第13条)

令和 5年 5月 9日 一部改正 (第7章第13条)

令和 5年 5月 9日 一部改正 (第7章第13条)

令和 6年 5月14日 一部改正 (第5章第6条)

# 川崎市立片平小学校 P T A 規約細則

## 第1章 推薦委員会

第1条 役員及び会計監査の候補者を選出するため、推薦委員会を設ける。

第2条 推薦委員会の構成は次の通りとし、その任期は9月ごろより、総会において役員・会計監査が承認されるまでとする。委員会の性格上、次年度の委員自身が役員・会計監査の候補者に選出されることはない。

また、各種委員会の委員長・副委員長との兼任はしないものとする。

- ・役員及び会計監査（1～2名）
- ・学年委員会（2名）
- ・広報委員会（1名）
- ・校外委員会（1名）
- ・ふれあい委員会（2名）
- ・教職員

上記の委員より正副委員長を互選する。（但し、教職員は除く。）

第3条 推薦委員会は、本人の承諾を得て役員及び会計監査の候補者名簿を作成し、総会の7日前までに全会員に告示する。

## 第2章 各種委員会

第4条 各種委員会の人数・構成については、運営委員会に諮ったうえで役員会にて決定する。互選の方法・時期については、運営委員会において決定する。

第5条 各委員会は、委員の中より正副委員長を互選する。

## 第3章 付則

第6条 教職員選出の役員及び委員は教職員の互選とする。

第7条 本細則は、運営委員会の承諾を得て、これを改廃することができる。  
但し、次期総会に報告しなければならない。

第8条 本細則は、昭和59年5月29日より施行する。

昭和63年	4月27日	追加	(第2章第4条)
平成13年	3月9日	一部改正	(第1章第2条、第2章第4条)
平成18年	3月3日	一部改正	(第1章第2条、第2章第4条)
平成20年	2月29日	一部改正	(第2章第4条)
平成23年	2月14日	一部改正	(第1章第2条、第2章第4条)
平成25年	5月1日	一部改正	(第2章第4条)
平成26年	3月3日	一部改正	(第2章第4条)
平成27年	3月16日	一部改正	(第2章第4条)
平成28年	3月16日	一部改正	(第2章第4条)
平成28年	10月18日	一部改正	(第2章第4条)
平成30年	12月14日	一部改正	(第2章第4条)
令和3年	12月15日	一部改正	(第2章第4条)
令和4年	11月8日	一部改正	(第2章第4条)

# 川崎市立片平小学校PTA個人情報取扱規則

## （目的）

第 1 条 この規則は、川崎市立片平小学校PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

## （責務）

第 2 条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

## （個人情報の定義）

第 3 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

## （管理者）

第 4 条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

## （取扱者）

第 5 条 本会における個人情報の取扱者は役員・運営委員及び各種委員とする。

## （秘密保持義務）

第 6 条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## （収集方法）

第 7 条 円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、本人に明示する。

（1）会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）

（2）会員の子どもの氏名・クラス

（3）必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

## （利用）

第 8 条 取得した個人情報は以下の目的のために使用する。

（1）PTA活動に必要な連絡網および名簿の作成

（2）PTA会費集金、管理、その他の文書の送付

## （利用目的による制限）

第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された使用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

## （管理）

第 10 条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## （保管及び持ち出し等）

第 11 条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な

状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

1. 個人情報を紙媒体で保存する場合、施錠できる場所等に保管する。
2. 個人情報を含む電子データをクラウドサービスに保管する場合、当該個人データを利用しない、適切にアクセス制限を行っているクラウドサービス事業者を利用する。
3. 個人情報を含む電子データを前項のクラウドサービスに保管する場合、管理者は第三者へ漏洩しないよう閲覧、編集権限を取扱者に対して適切に付与する。
4. クラウドサービスに保管された個人情報を含む電子データは、本会が所有するパソコンを除き、みだりにダウンロードしない。
5. クラウドサービスのアカウントIDとパスワードは、第5条に定めた取扱者が適切に管理する。
6. クラウドサービスのパスワードは年1回以上変更するものとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童・生徒の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(共同利用)

第13条 本会は、川崎市立片平小学校と使用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- (1) 利用する項目：第7条で定める通り
- (2) 利用するものの範囲：川崎市立片平小学校と本会
- (3) 利用目的：第8条で定める通り
- (4) 責任者：第4条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号および、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目



(4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第12条第1号から第4号および、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第17条 個人情報を漏洩(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第20条 本会の「川崎市立片平小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和4年5月6日より施行する。